

## 市・道民税特別徴収税額の納期の特例の適用要件を欠いた場合の申請書

(あて先)  旭川市長  平成19年10月31日  提出	申 請 者	住所 又は 所在地	〒 070-1234  旭川市1条通1丁目1番1号	特別徴収義務者 指 定 番 号		9	1	2	3	4	5	—	6
		フリガナ	カブシキガイシャ アサヒカワショウジ	担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課							
		氏 名 (名称)	株式会社 旭川商事		氏 名	旭川 太郎							
					電 話	(0166) 26 - 1111							

地方税法第321条の5の2第2項の規定により、下記のとおり申請します。

給与の支払を受ける者が  常時10人未満  でなくなった事実	経営規模の拡大により、新規に従業員を雇用したため、常時10人未満の条件を満たさなくなったことによる。
--	--

### 申請についての説明及び注意事項

- 納期特例の承認後、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、この届出書を速やかに市長に届出なければなりません。
- この届出書を提出後に納期特例が取り消されてから1年間は、再び納期の特例の適用を受けることができません。